

労使双方が負担する拠出のうち、 $1\frac{1}{6}\%$  が遺族年金に充当される仕組みとなっている。なお、前述したように、今回の改正は、中央政府の財源調達参加を規定しているが、中央政府は従業員積立金制度に対して  $1\frac{1}{6}\%$ 、炭鉱積立金制度に対して  $1\frac{2}{3}\%$  を拠出することになっている。

遺族年金の採用は、政府当局も数年来の懸案としており、労働組合もかねがねその実現を主張してきた。その背景には、1964年に、公務員の制度が遺族年金をすでに採用していたという事情も指摘される。ちなみに労働組合は遺族年金の採用と同時に、遺族年金を充実させるために、従来の拠出率を引上げることを、つまり、原則的な6.25%の拠出率を8%に、また大きな企業に対する8%の拠出率を10%に引上げることを主張していた。今回の改正では、この主張は採用されなかったが、今後、給付の拡充を求めて、拠出率を引上げさせる要求が強くなると予想されている。もっとも、拠出率の引上げには、労働者、使用者、および政府の間で、それぞれ見解が異なり、今後この拠出率引上げをめぐる

論議が大きくなるものと考えられている。

さらに、積立金制度について付言すれば、この制度による積立金は、この国のような発展途上国では、経済的にきわめて魅力のある存在で、基金の準備金がもっている機能が期待され、今後もこの仕組みが継続されるもの

とされている。

U. S. Dept. of Health, Education, and Welfare, Social Security Administration, *Social Security Bulletin*, Vol. 34, No. 8, August, 1971, pp. 28-30.

(平石長久 社会保障研究所)

## 西ドイツの児童手当の近況

家庭の経済状態は、親の収入のみならずしばしば社会保障給付によっても定まる。このことはとくに児童手当やそれに類するものにあてはまる。児童手当は、家庭の生活保障にとってきわめて重要な給付である。以下、西ドイツの児童手当の最近の状況を紹介しよう。



### 児童手当の導入と拡充

西ドイツでは児童手当は1954年に導入され、3人以上の児童を有する家庭に支給された。その財源は、雇主および自営業者の拠出でまかなわれた。その後1961年に2人目の児童にも児童手当が支給されることになった。ただしその場合親の年間収入が7,200マルク

以下であることが条件とされた。

1964年4月に連邦児童手当法が制定され、児童手当は連邦財政によってまかなわれることとなった。その後1970年12月に改正が行われ、2人目の児童に対する児童手当の支給の際の所得制限額が年間13,200マルクに引き上げられるとともに、3人目の児童に対する児童手当が月額60マルクに引き上げられた。

#### 児童手当の受給要件

児童手当は、他の法律規定で児童手当と同じようなものを賃金、俸給または社会給付に付加して支給される者（たとえば公務員や年金受給者）以外の者で、18歳未満（在学中または職業訓練中の場合には25歳未満。身体障害者の場合にはそれ以上）の子どもを有するものに対して支給される。支給対象となる子どもは、生計を共にする前記年齢の2番目以降の子どもである。ただし、2番目の子どもについては、親の年間収入が13,200マルク以下であることが条件となる。

#### 児童手当の額

児童手当の額は、1970年9月1日より2番目の子どもが25マルク（月額）、3番目の子どもおよび4番目の子どもが60マルク、5番目以降の子どもが70マルクである。なお、児童手当は、課税の対象とならない。

#### 受給児童数と支給対象児童数

児童手当の受給児童数は、1970年12月現在209万人である。また、支給対象児童数は、2番目の子どもが205万人、3番目の子どもが177万人、4番目の子どもが72万人、5番目以降の子どもが53万人で、合計507万人である。

#### 財政と管理運営

児童手当の費用は、1970年において約34億6千5百万マルク（1971年社会報告によると1975年には46億3千百万マルクになるものとみられている）であるが、その財源はすべて連邦財政によってまかなわれている。連邦児童手当法の実施は、連邦労働社会秩序大臣の指示のも

とに連邦労働事務所が行なう。

児童手当の受給申請についての決定は各労働事務所が行なうが、児童手当の支払いは連邦労働事務所がみずから行なう。

#### 公務員、社会給付受給者に対する児童付加手当

年金保険の被保険者年金または障害年金に加算される児童加算、各種の社会給付に付加される児童付加手当および公務員等の俸給と一緒に支給される児童扶養手当も、児童手当とほぼ同じような受給要件、額で支給されている。

Das Kindergeld—eine bedeutsame Leistung zur Sicherung der Familie, *Selbstverwaltung der Ortskrankenkassen*, Juli 1971, S. 209-213.

（石本忠義 健保連）